

議案第13号

養父市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

養父市附属機関の設置等に関する条例（平成30年養父市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表1 市長の附属機関の部まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生総合戦略検証委員会の項を次のように改める。

養父市まちづくり計画評価 検証委員会	養父市まちづくり計画で設定した数値目標及び具体的な施策並びに重要業績評価指標（KPI）を基に実施した事業効果に関する事項の評価及び検証について、市長の諮問に応じ、審議すること。
-----------------------	--

別表1 市長の附属機関の部に次のように加える。

養父市の地域医療を守り育てる基本方針策定委員会	養父市の地域医療基本方針の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。
養父市教育のあり方検討委員会	養父市が目指す望ましい教育のあり方、子育てのあり方、教育施設等のあり方等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1 市長の附属機関の部に次のように加える改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第13号 養父市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係） 1 市長の附属機関		別表（第2条関係） 1 市長の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
<u>まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生総合戦略検証委員会</u>	<u>まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生総合戦略で設定した数値目標及び具体的な施策並びに重要業績評価指標（KPI）を基に実施した事業効果に関する事項の検証について、市長の諮問に応じ、審議すること。</u>	<u>養父市まちづくり計画評価検証委員会</u>	<u>養父市まちづくり計画で設定した数値目標及び具体的な施策並びに重要業績評価指標（KPI）を基に実施した事業効果に関する事項の評価及び検証について、市長の諮問に応じ、審議すること。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
養父市水道施設整備事業評価委員会	水道施設整備に係る国庫補助事業に対し、市が実施する事前評価及び再評価の内容とそれに基づく対応方針について、市長の諮問に応じ、調査及び審議すること。	養父市水道施設整備事業評価委員会	水道施設整備に係る国庫補助事業に対し、市が実施する事前評価及び再評価の内容とそれに基づく対応方針について、市長の諮問に応じ、調査及び審議すること。
		<u>養父市の地域医療を守り育てる基本方針策定委員会</u>	<u>養父市の地域医療基本方針の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。</u>
		<u>養父市教育のあり方検討委員会</u>	<u>養父市が目指す望ましい教育のあり方、子育てのあり方、教育施設等のあり方等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議すること。</u>